

## 平成21年新司法試験考査委員会議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

### 1 日時

平成21年6月3日(水) 14:00～15:10

### 2 場所

法務省大会議室

### 3 出席者

(司法試験委員会委員)

(委員長) 高橋宏志

(委員) 奥田隆文, 木村光江, 鈴木誠二, 羽間京子, 松島 洋(敬称略)

(新司法試験考査委員)

99名出席

(司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

林 眞琴人事課長, 山口久枝人事課付, 遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

平成21年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の判定について

### 5 議事等

平成21年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の判定について

ア 採点結果報告等について

短答式試験の実施状況及び採点結果について、事務当局から報告が行われた。

イ 成績判定について

出席考査委員の合議により、短答式試験の各科目において、満点の40パーセント以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が215点以上の成績を得た者を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とするものとされた。

1日目3時限目に実施された短答式試験刑事系科目に際し、広島試験地の試験室(受験者69名)において、監督員が試験終了時刻の約1分前に試験の終了を告げたことにより、適正な試験時間の確保がなされなかったことについて、上記試験室で受験した受験者全員につき、短答式試験刑事系科目の得点として3点を加算することとされた。

これに基づき、新たに短答式試験の合格に必要な成績に達することとなった1名を加えた、5,055名を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とする判定がなされた。

(以上)